

## 働くと暮らすを支える

社会福祉子ども学科 教授 朝日雅也

障害の有無にかかわらず、充実した豊かな社会生活を送ることは大切なことです。それは発達障害のある方においても全く変わりありません。その際には、ご本人の希望や願いを基盤として、もちろん個人差はありますが、発達障害の特性を踏まえた適切な福祉的、職業的支援が欠かせません。そこで、ここでは、主に発達障害のある大人の方に向けた福祉的、職業的支援について紹介します。

### 1. 福祉的支援の概要

福祉的支援と言っても多岐にわたりますが、その中核をなすのが障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスです。同法の対象は、障害種類ごとに設定されている各福祉法に基づく障害者になりますが、精神障害者の部分で「発達障害者支援法に規定する発達障害者を含む」ことが明記されています。すなわち、従来の障害者福祉サービスでは漏れがちであった発達障害が福祉的支援の対象になったことが強調されているのです。

具体的な福祉サービスは数多くあるので省略しますが、例えば、介護系では生活介護（介護や日常生活上の支援、創作的活動や生産活動の機会の提供など）、行動援護（行動上の危険を回避するための援護、外出時における移動中の介護や援助など）などが、訓練系では就労移行支援（企業などでの雇用のために必要な訓練や支援、職場定着のための支援など）、グループホーム（共同生活を営む住居における相談や日常生活上の援助）などがそれぞれ提供されています。利用にあたっての手続きや条件はサービスによって少し異なりますが、発達障害のある大人も利用の対象となります。

基本的に、従来の身体障害者、知的障害者等を対象に発展してきた障害福祉サービスですが、現在ではその対象が広がり、発達障害のある人の利用の可能性が高まっているといえます。

これらの障害福祉サービスの窓口は、基本的に市町村役場の障害者福祉所管課になりますが、障害者総合支援法によって、障害者相談支援事業が展開されており、障害者福祉サービスの利用も含めて、専門的な相談に対応しています。

さらに、発達障害者支援法に基づき各都道府県・政令指定都市に設置されている発達障害者支援センターでは、直接の福祉サービスの提供はありませんが、福祉、労働に関する情報提供や紹介も含む相談に対応しています。（埼玉県の場合には埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」及びさいたま市発達障害者支援センターがあります。）

## 2. 職業的支援

働くことも障害の有無にかかわらず極めて重要な営みです。しかしながら、職場で同僚や上司とのコミュニケーションがうまくいかず、人間関係の構築・維持が難しくなり、結果的に退職に至る場合もあります。

特に、最近では、発達障害のある人の就労希望者が増加し、その障害特性からコミュニケーションに支援を必要とする人も増えてきました。例えば、「聞き間違いや捉え違い」、「場面にそぐわない発言」、「挨拶や謝罪が苦手」、「報・連・相が苦手」といった課題がよく指摘されます。

障害者雇用促進法に基づき、すべての事業主に平成 28 年 4 月から障害を理由とした差別の禁止と合理的配慮の提供が義務付けられます。それに先立つ国の「指針」では、発達障害に対する合理的配慮の例示として、「業務指導や相談に関し、担当者を定めること」、「業務指示やスケジュールを明確にし、指示を一

つずつ出す、作業手順について図等を活用したマニュアルを作成する等の対応を行うこと」があげられています。

こうした課題を踏まえて、発達障害のある方への就労支援については、特にコミュニケーションの向上のため取組みが行われています。

例えば、国立職業リハビリテーションセンターでは、障害状況に合わせた業務の進め方に関する知識や技能の習得や適応支援を行う「職域開発系」で、発達障害のある人に向けた対人スキル、社会適応訓練（就労ゼミ）等が行われています。また、発達障害に特化した就労移行支援事業所も見受けられ、職場において求められるコミュニケーションのスキルを獲得する訓練などのプログラムが実践されています。埼玉県では独自の施策として、発達障害者就労支援センター「ジョブセンター」が設置され（現在3か所）、就労を希望する発達障害のある方に対して、相談から就労、職場定着までの支援がワンストップで提供されています。

さらに、実際に障害者を雇用する事業所でも、コミュニケーションのタイプを把握することで、同僚が使用する言葉や伝え方を統一し、例えば、「急ぎましょう」ではなく、「～分までにしましょう」と曖昧さをなくすコミュニケーションによって、業務時の意思疎通の円滑化に努めている例等もあります。

### 3. 多様な支援機関の利用

以上は、発達障害があることを前提にした支援と言えますが、障害者支援の接点でなく、活用できる資源もあります。地域若者サポートステーション（サポステ）もそのひとつで、働くことに悩みを抱えている15歳～39歳までの若者に対し、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練、職場体験などによる就労に向けた支援が行われています。その悩

みの原因が発達障害であることも少なくなく、こうした若者支援の枠組みを活用しながら、ご自身が発達障害と向き合うこともまた重要と言えます。

**【参考文献・サイト】**

- ・厚生労働省ホームページ. 障害福祉サービスの内容.

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/naiyou.html>

- ・埼玉県ホームページ. 発達障害に対する支援について

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/hattatu/index.html>

- ・厚生労働省. 合理的配慮指針. 平成 27 年 3 月

- ・(独法) 高齢・障害・求職者雇用支援機構. 障害者雇用レファレンスサービス

<http://www.jeed.or.jp/disability/employer/ref121012.html>